

2025年4月1日より

1、 食事代(食事標準負担額)

1食につき 510円

(低所得者／短期：210円 長期：160円 70歳以上の区分・／100円)

2、 個室料金

部屋番号	区分	室料差額料	税込料金	シャワー	トイレ
201	個室	6,000	6,600	×	○
202	個室	8,000	8,800	○	○
203	個室	8,000	8,800	○	○
206	個室	4,000	4,400	×	×
207	個室	4,000	4,400	×	×
211	二人部屋	2,500	2,750	×	×
212	二人部屋	2,500	2,750	×	×

※室料差額は一日当たりの金額です。午前0時を起点として計算することになっているため、一泊すると2日分
二泊すると3日分の請求となります。

※四人部屋の室料はいただきません

※文章料等は消費税がかかります。但し診療費に対しては非課税です

3、 入院費の支払いについて

入院費は、毎月月末に締め切ります。入院診療費明細書兼領収書を翌月の10日頃にお渡しします
退院時又は請求書が届きましたら、お支払いをお願い致します。

4、 該当の方のみ

限度額適用認定証

医療費等受給者証(こども医療、重度心身医療、母子医療)

公費受給者証(特定疾患、特定疾病、養育医療等)

退院証明書(過去3カ月以内に入院歴ある方)

5、 入院中、保険証に次のような変更が生じたときは、すみやかに病院へ提出して下さい。

- ・ 就職・離職等で加入保険が変わるとき
- ・ 保険証の有効期限が切れるとき
- ・ 住所が変わったとき

6、 限度額適用認定証について

限度額適用認定証を提示していただきますと、70歳未満の方が入院した時の窓口負担が、所得区分に応じ、
月単位で一定の限度額まで軽減されます。

加入している保険者(※)へ事前に限度額適用認定証の申請を行い、発行されましたら病院へ提示して下さい。

※ 市町村国民健康保険・・・市町村役場(国民健康保険窓口)

※ 健康保険(協会けんぽ、共済、組合など)・・・健康保険証に記載されている保険者又はお勤めの会社

ご不明な点は病院までお問い合わせください